

I 推計人口の遡及修正について

1 概要

推計人口は、5年ごとに実施される国勢調査の間の人口を補うものとして算出されており、国勢調査の人口を基礎として住民基本台帳や外国人登録による出生児数、死亡者数、転入者数、転出者数などを加減する方法で求めています。一方、国勢調査の人口は、住民基本台帳等の登録の有無にかかわらず、調査時期に当該地域に常住している者を対象としており、人口のとらえ方の定義に相違があり、推計人口と国勢調査の人口との間にはどうしても差が生じます。

このため、平成22年国勢調査の確定人口が公表されたことに伴い、次のとおり推計人口を遡及修正しました。

2 遡及修正の方法

(1) 修正の単位

遡及修正は行政区ごとに、世帯数、人口男女別に行います。ただし、右京区、西京区及び伏見区については、京北または支所を遡及修正した後、行政区総数から差し引いた値を、京北を除く地域または本所としています。

(2) 計算の方法

平成22年国勢調査の確定人口から、平成17年国勢調査の確定人口を基礎として算出した平成22年10月1日現在の推計人口（未公表）を差し引いたものを（A）として、次の計算式により求められる値に修正しています。

$$\begin{aligned} & \text{平成17年11月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成17年11月1日現在の推計人口} + (A) \times 1 / 60 \quad (12\text{ヶ月} \times 5\text{年}) \\ & \text{平成17年12月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成17年12月1日現在の推計人口} + (A) \times 2 / 60 \\ & \quad \vdots \\ & \text{平成22年9月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成22年9月1日現在の推計人口} + (A) \times 59 / 60 \end{aligned}$$

3 年齢別推計人口の遡及修正の方法

遡及修正の方法は、年齢別推計人口に使用していた平成17年乖離率と今回公表された国勢調査結果により作成する平成22年乖離率を計算し、表-1のとおり各年の乖離率を計算します。

この乖離率を用いて各年の年齢別推計人口を再度計算し、推計人口により算出されている男女別に総数に一致するよう、各歳の人口構成比に応じて按分調整を行うことにより求めています。

表－1 乖離率の計算式

平成18年乖離率	=	平成17年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成22年乖離率}}{\text{平成17年乖離率}}\right)^{1/5}$	1/5
平成19年乖離率	=	平成17年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成22年乖離率}}{\text{平成17年乖離率}}\right)^{2/5}$	2/5
平成20年乖離率	=	平成17年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成22年乖離率}}{\text{平成17年乖離率}}\right)^{3/5}$	3/5
平成21年乖離率	=	平成17年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成22年乖離率}}{\text{平成17年乖離率}}\right)^{4/5}$	4/5

※ 平成17年の乖離率と平成22年の乖離率の比率の5乗根を計算して、毎年の異動率（上昇率又は減少率）を平均化しています。